

児童手当新規認定請求のときに必要なもの

(平成28年1月1日以降)

AとBの両方を持参してください。

A (個人番号確認のための書類) ①～③のいずれか

| | |
|---|------------------|
| ① | 個人番号カード |
| ② | 通知カード |
| ③ | 個人番号が記載された住民票の写し |

B (身元確認のための書類) ④～⑥のいずれか

| | |
|---|---|
| ④ | 個人番号カード |
| ⑤ | 運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳 在留カード、特別永住者証明書 |
| ⑥ | 官公署から発行された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等 があるもの(氏名、生年月日または住所が記載されているもの) |

Bについて、上記④～⑥の持参が困難な場合は、以下の書類を2つ以上持参してください。

| | |
|---|---|
| ア | 健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 |
| イ | 官公署から発行された書類その他これに類する書類(氏名、生年月日または 住所が記載されているもの) |

※代理人による申請の場合は、担当へお問い合わせください。